

無鄰菴条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年 3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 94号

無鄰菴条例施行規則の一部を改正する規則

無鄰菴条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条本文中「2箇月」を「6箇月」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(特別の設備)

第8条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

第2号様式注以外の部分中

「

使用する施設	<input type="checkbox"/> 母屋	<input type="checkbox"/> 茶室
使用する日時	年 月 日 (曜日)	時から 時まで

を

」

「

使用する施設	<input type="checkbox"/> 母屋の2階	<input type="checkbox"/> 茶室
使用する日	年 月 日 (曜日)	
使用する時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)